

# 特別養護老人ホーム楽生苑 利用料金表 <多床室>

<<介護福祉施設サービス費・居住費・食費>>

令和元年10月 1日現在

介護認定	所得区分	居住費	食費	介護保険 基本料金	1割負担		2割負担		3割負担	
					日額	1ヶ月あたり	日額	1ヶ月あたり	日額	1ヶ月あたり
要介護1	1段階	0	300	559	859	25,770	1,418	42,540	1,977	59,310
	2段階	370	390		1,319	39,570	1,878	56,340	2,437	73,110
	3段階	370	650		1,579	47,370	2,138	64,140	2,697	80,910
	上記以外の方	855	1,500		2,914	87,420	3,473	104,190	4,032	120,960
要介護2	1段階	0	300	627	927	27,810	1,554	46,620	2,181	65,430
	2段階	370	390		1,387	41,610	2,014	60,420	2,641	79,230
	3段階	370	650		1,647	49,410	2,274	68,220	2,901	87,030
	上記以外の方	855	1,500		2,982	89,460	3,609	108,270	4,236	127,080
要介護3	1段階	0	300	697	997	29,910	1,694	50,820	2,391	71,730
	2段階	370	390		1,457	43,710	2,154	64,620	2,851	85,530
	3段階	370	650		1,717	51,510	2,414	72,420	3,111	93,330
	上記以外の方	855	1,500		3,052	91,560	3,749	112,470	4,446	133,380
要介護4	1段階	0	300	765	1,065	31,950	1,830	54,900	2,595	77,850
	2段階	370	390		1,525	45,750	2,290	68,700	3,055	91,650
	3段階	370	650		1,785	53,550	2,550	76,500	3,315	99,450
	上記以外の方	855	1,500		3,120	93,600	3,885	116,550	4,650	139,500
要介護5	1段階	0	300	832	1,132	33,960	1,964	58,920	2,796	83,880
	2段階	370	390		1,592	47,760	2,424	72,720	3,256	97,680
	3段階	370	650		1,852	55,560	2,684	80,520	3,516	105,480
	上記以外の方	855	1,500		3,187	95,610	4,019	120,570	4,851	145,530

※上記(1ヶ月あたり)は30日で計算した場合の金額です。

単位(円)

各種加算項目	1割	2割	3割	加算要件
日常生活支援加算(Ⅰ)	36	72	108	入所者の重度化対応の算定要件を満たした場合
栄養ケアマネジメント加算	14	28	42	栄養ケア計画に基づいて栄養管理を実施した場合
個別機能訓練加算	12	24	36	個別に機能訓練を実施した場合
看護体制加算(Ⅰ)口	4	8	12	常勤(週40時間勤務)の看護師を配置
看護体制加算(Ⅱ)口	8	16	24	看護職員数が基準以上で24時間の連絡体制を整えている
配置医師緊急時対応加算	650	1300	1950	配置医師が早朝・夜間に施設を訪問して診療を行った場合
	1300	2600	3900	配置医師が深夜に施設を訪問して診療を行った場合
夜勤職員配置体制加算(Ⅲ)口	16	32	48	看護職員又はたんの吸引ができる介護職員を配置した場合
若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	若年性認知症利用者を受け入れた場合
経口維持加算(Ⅰ)	400	800	1200	摂食障害や誤嚥を有する入所者が対象(月額)
療養食加算	6	12	18	療養食を提供した場合(1食あたり)
看取り介護加算(Ⅱ)	144	288	432	死亡日以前4日以上30日以下について1日につき算定
看取り介護加算(Ⅱ)	780	1560	2340	死亡日の前日及び前々日の2日間のみ算定
看取り介護加算(Ⅱ)	1580	3160	4740	死亡日について算定
褥瘡マネジメント加算	10	20	30	褥瘡発生予防のために計画的管理を行った場合(3ヶ月に1回)
排泄支援加算	100	200	300	排泄に関して計画的に支援した場合(支援開始から6ヶ月以内)
低栄養リスク改善加算	300	600	900	低栄養状態改善のため栄養管理を行った場合
再入所時栄養連携加算	400	800	1200	医療機関の管理栄養士と連携して栄養管理を行った場合
外泊時費用	246	492	738	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合(月6回限度)
初期加算	30	60	90	入所日から30日以内の期間(30日以上入院後の再入所も同様)
退所前訪問相談援助加算	460	920	1380	退所前に退所後の居宅サービスについて相談援助を行った場合
退所後訪問相談援助加算	460	920	1380	退所後30日以内に入所者を訪問して相談援助を行った場合
退所時相談援助加算	400	800	1200	退所後の生活、住環境に関する相談援助を行った場合
退所前連携加算	500	1000	1500	退所後の居宅におけるサービス利用上必要な調整を行った場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	単位数総合計の8.3%			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	単位数総合計の2.7%			

※各種加算には入所者全員を対象に算定する加算と該当する入所者のみに算定する個別の加算があります

単位(円)